緊急事態に対する現行憲法の問題に関する再質問主意書

提出者 近藤三津枝

緊急事態に対する現行憲法の問題に関する再質問主意書

去る十一月二日に提出した 「緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問主意書」において、 私は、 東

日本大震災のような大災害が国政選挙の公示日の直前に発生した場合、 「東日本大震災に伴う地方公共団体

の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」のような法律を制定することにより、 国政選挙

の選挙期日を延期するとともに国会議員の任期を延長することが、日本国憲法に照らして許されるか否かを

問うた。

これに対し、 政府からは、 「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特

例に関する法律 (平成二十三年法律第二号)のような法律を制定することにより「国政選挙の選挙期日を延

期するとともに、 国会議員の任期を延長すること」は、できないものと考える」という旨の答弁があったと

ころである。

この答弁を踏まえ、次の点を質問する。

東日本大震災のような大災害が国政選挙の公示日の直前に発生した場合においても、 国政選挙の選挙期

日を延期するとともに国会議員の任期を延長することができないならば、大災害の発生という不可抗力に

十四条の法の下の平等という憲法の根本の原理が侵されることにならないか。このようなことになるの ものであつて、その権威は国民に由来」するとされているが、これでは、そのような国民主権や、 よって、 上参政権が奪われてしまうことにならないか。 被災地では実際上選挙が行われなくなるおそれがある。 また、憲法前文では、 その場合、 「国政は、 被災地の住民にとっては実質 国民の厳粛な信託による 憲法第

二一に述べたような観点から考えれば、 は、 ではないか。 必要最低限の範囲で、 これを踏まえても、 国政選挙の選挙期日を延期するとともに国会議員の任期を延長することが必要 法律によってこれらを行うことは許されないか、 現行憲法の下でも、大災害が発生した場合等の非常時において 政府の見解如何。

は、

やむを得ないものと考えるか、政府の見解如何。

右質問する。